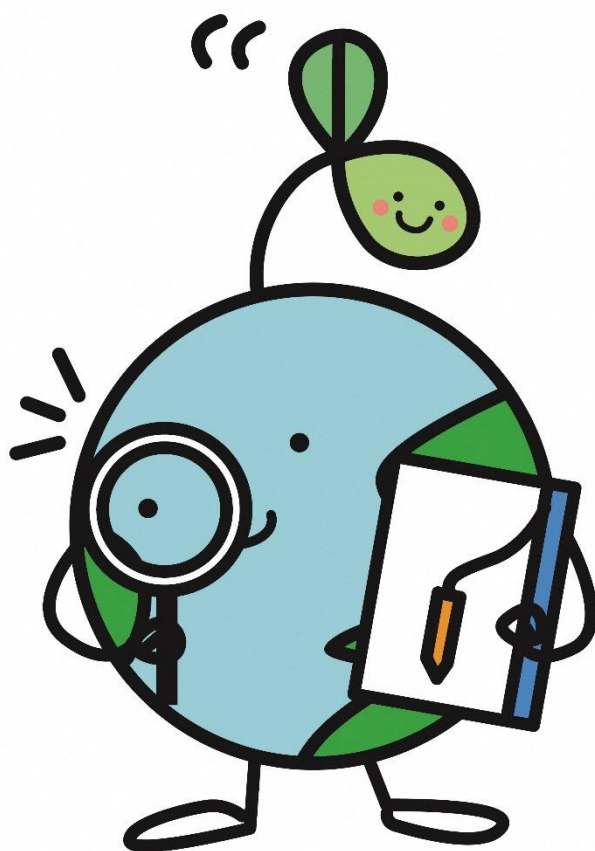


ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金
募集案内（令和4年度）（二次募集）



福島県生活環境部環境共生課

令和4年8月

目次

1	事業の目的	2
2	二次募集期限等	2
3	事業の対象者	2
4	補助金の交付対象事業	3
5	補助対象経費等	4
6	補助額	6
7	補助事業の期間	6
8	二次募集 事業の流れ	6
9	応募までのステップ！！（事業の着手から交付決定まで①～③）	7
①	事業の着手	7
②	ZEH 補助金交付申請書の提出	7
③	審査及び交付決定	8
10	いよいよ事業実施！！（事業の着手から補助金の交付まで④～⑧）	8
④	事業の執行状況報告	8
⑤	事業の完了報告	9
⑥～⑦	事業実績の確認及び額の確定	10
⑧	補助金の支払い	10
11	事業の実施後の留意事項	10
(1)	財産の管理等	10
(2)	会計帳簿の整備等	10
(3)	事業効果の発信	11
(4)	アンケート調査等への協力	11
12	他の補助事業との併用について	11
13	事業に関する問い合わせ	11

ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を確認してください。

1 事業の目的

福島県内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「ZEH」という。）を新築する方を支援することを目的としています。

2 二次募集期限等

ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）推進事業補助金の二次募集は、ZEH 補助金交付申請書を、一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部（以下、「センター本部」という。）に提出していただき、提出書類に不備がなく受理された方が正式な申請者となります。

二次募集は先着順で受理します。

提出書類に不備がある場合は受理しません。不備がなくなった時点で受理しますが、この時点で、募集が終了している場合は受理できませんので、ご注意ください。

【二次募集戸数】

二次募集戸数は25戸です。

なお、申請者の辞退等により募集戸数が増減になる場合等はセンターのホームページでお知らせします。

【二次募集の期限】

二次募集期間は令和4年8月31日～1月31日まで。ただし、交付申請書の受理数が増減した時点で、募集は終了となります。

【提出方法】 郵送又は持参

交付申請書はセンター本部で、郵送または持参により受け付けます。

【センター本部のご案内】

事業所名	住所	連絡先
ふくしま建築住宅センター本部	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階	024-573-0118

詳細は、「9 応募までのステップ!!」をご覧ください。

3 事業の対象者

次の（１）～（３）全てに該当する者。

- （１） 補助金対象事業の住宅の所有者若しくは所有予定者又は建築主
- （２） 県税について滞納がない者
- （３） 補助金の交付申請年度又はその前年度における都道府県民税の所得割額が172,600円以下である生計維持者の世帯の者

【解説】

- 1 「生計維持者」とは、住民票上の世帯主をいいます。ただし、世帯主以外の住民票に記載された世帯構成員の収入が世帯主より多く、その者の収入によって生計が維持されている場合には、その者を生計維持者とします。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者にはなれません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
 - (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 補助金の交付対象事業

補助金の対象となる事業は、次の（１）、（２）のいずれかに該当する事業です。

- (1) 県内においてZEH（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を新築する事業
- (2) 県内において新築住宅のZEH（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を購入する事業

【解説】

- 1 「ZEH」とは、建築物省エネルギー性能表示制度におけるBELS評価機関からZEHマークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次（１）～（３）に掲げる基準を全て満たすものをいいます。
 - (1) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
 - (2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - (3) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

※Nearly ZEH、ZEH Oriented は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
※太陽光発電システム等において、売電を行う場合は余剰買取方式に限ります。〈全量買取方式は認めません〉

5 補助対象経費等

補助金の対象となる経費・補助率は、次に掲げる経費です。

設備等の種類	補助対象経費	申請内容		補助率
		本事業のみ	国補助併用※	
高断熱外皮	建築材料の購入及び工事に要する経費 ・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基準等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材	○	×	1/2
	・構造材（柱、梁、筋違、構造ボード）、内装ボード、仕上げ材（内装、外装）	×	×	
断熱仕様のドア （内部に設けるものを除く）	設備の購入及び工事に要する経費	○	○	
浴室ユニット	設備の購入及び工事に要する経費 ※浴室ユニットの壁・天井に断熱材を施したものに限り	○	○	
空調設備	設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
給湯設備 （エコキュート、エコジョーズ、太陽熱利用システム等）	設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
省エネルギー設備	換気設備 24時間	○	×	
	24時間以外	○	○	
	照明設備 LED照明	○	○	
エネルギー計測装置 （HEMS）	設備の購入及び工事に要する経費 ※リースのものを除く ※月額使用料を除く ※別に定める要件を満たすものに限り。	○	○	

（凡例 ○：補助対象経費 ×：補助対象外経費）

※国補助併用（国補助事業との併用）については、対象となる事業を限定しています。
詳しくは「12 他の補助事業との併用について」をご覧ください。

【解説】

- 1 補助対象経費に補助率を乗じた金額が40万円を下回る場合は、補助対象となりません。
- 2 国補助金を併用する場合、国補助金において補助対象となっている設備等について

は申請することができません。

- 3 高断熱外皮、断熱仕様のドアについては、BELS 評価書において外皮の断熱性能が ZEH 基準を満たしていると判断された場合、補助対象となります。
- 4 浴室ユニットは、浴室ユニットの壁・天井に断熱材を施したもののみが補助対象となります。
- 5 空調設備、給湯設備及び換気設備は、エネルギー消費性能計算プログラム（Web プログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備が補助対象となります。
- 6 エネルギー計測装置（HEMS）は、以下の要件を全て満たすもののみが補助対象となります。

(1) 機器要件

ア 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。

※ APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンについては問いません。

イ 1 台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。

ウ 計測されたデータの表示ができること。

(2) 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■エネルギー計測要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量 ^{※1}	●
電力量の計測・取得 ^{※2}	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量 ^{※3}	○
	ヒートポンプ式給湯設備（エコキュート等）の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム（エコファーム等）の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備（プラグインハイブリッド車を含む）	放電力量	○
電気自動車を活用した充放電設備（プラグインハイブリッド車を含む）	充電力量	○
	放電力量	○
使用電力計測・取得間隔 ^{※4}	1 時間以内	●
データ蓄積機関 ^{※5※6}	1 時間以内の単位 1 か月以上	●
	1 日以内の単位 1 3 か月以上	●

凡例 ●：必須項目 ○計測対象設備設置の場合は必須

- ※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。
- ※2 積算消費電力量（Wh）。
- ※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。
- ※4 積算消費電力量（Wh）の計測又は取得間隔。
- ※5 HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

6 補助額

補助額は**定額40万円**です。

7 補助事業の期間

補助事業の着手から完了までを事業期間といいます。原則として、**補助金交付申請年度内に完了**するよう計画してください。

【解説】

- 1 「補助事業の着手」とは、次に掲げる事項のいずれかのことをいいます。
 - (1) 新築住宅を建設する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結
 - (2) 新築住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結
- 2 「補助事業の完了」とは、次に掲げる事項を全て完了した時期をいう。
 - (1) 補助金対象設備が設置された住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付
 - (2) 補助金対象設備が設置された住宅の引渡し
 - (3) 補助金対象設備が設置された住宅の代金の支払い
- 3 対象事業は、**補助金の交付申請年度に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。**

8 二次募集 事業の流れ

〔事業実施年度〕

時期	センター本部	申請者
4月1日以降		※①事業の着手
8月31日～1月31日（交付申請書の受理数が、募集戸数となった時点で、応募は終了）		← ②センター本部へ 補助金交付申請書 を提出（※添付書類に注意）提出書類に不備がある場合は、受理しません。
8月31日～	③補助金の交付申請書審査、交付決定	→ 交付決定通知書

別途指示のあった日	執行状況の確認	←	④県の求めに応じて事業の執行状況を報告
事業の完了から1カ月以内又は令和5年2月28日まで		←	⑤最寄りのセンター各事務所に事業の完了実績報告書の提出（※添付書類に注意） 原則、期限までに完了実績報告書が提出されない場合は補助金交付決定者の権利を失います。
完了実績報告書の提出後	⑥事業実績の確認（書類、現地）	→	⑦検査対応
事業実績の確認後	⑧補助金の額の確定	→	
補助金の額の確定後	⑨補助金の支払い	→	補助金の受領

9 応募までのステップ！！（事業の着手から交付決定まで①～③）

①事業の着手

本補助金の対象となる事業は、補助金の交付申請年度（令和4年度）に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。

※ 県の補助金は、交付決定前に着手（交付申請と同じ年度内に限る）していても、申請が可能です。

②ZEH 補助金交付申請書の提出

ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）推進事業補助金の二次応募は、ZEH 補助金交付申請書をセンター本部に提出し、提出書類に不備がなく受理された方が正式な申請者となります。

二次募集は先着順で受理します。

提出書類に不備がある場合は受理しません。不備がなくなった時点で受理しますが、この時点で、募集が終了している場合は受理できませんので、ご注意ください。

【ア 交付申請書の提出期限】

二次募集期間は令和4年8月31日～1月31日まで。ただし、交付申請書の受理数が、募集戸数となった時点で、応募は終了となります。

【イ 提出書類】

- (1) ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金交付申請書（取扱要領様式第1号）
- (2) 添付書類

【添付書類一覧】

申請書には以下の書類を添え、センターへ添付してください。

- (1) 補助対象経費を確認できるもの（次のいずれか）
 - ・ 工事請負契約書及び工事内訳書（補助対象経費を確認できるもの）の写し（新築住宅の場合）

- 売買契約書及び売主が発注した工事の工事内訳書（補助対象経費を確認できるもの）の写し（建売住宅の場合）
- ※ 申請者が契約者となっているものに限る。
- (2) 住民票の写し
 - ※ 世帯全員が確認できるものに限る。
 - ※ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
 - ※ マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。
- (3) 生計維持者の課税・所得証明書
 - ※ 補助金の交付申請年度又はその前年度のものに限る。
 - 例) 令和4年度の申請の場合
令和4年度の課税・所得証明書（令和3年（1月～12月）の都道府県民税が記載されているもの）又は令和3年度の課税・所得証明書（令和2年（1月～12月）の都道府県民税が記載されているもの）
- (4) 県税に未納がないことの証明書
 - ※ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
- (5) 国補助金の交付申請書及び添付書類（実施計画書、建築図面等）の写し（国補助金を併用する場合）
 - ※国補助金の交付申請書に代えて、令和4年度の国ZEH支援事業に係る交付決定通書を添付することができます。この場合でも建築図面等を添付してください。
- (6) 住宅の仕様明細書、建築図面（配置図、平面図、立面図等）（国補助金を併用しない場合）
- (7) 補助金を受ける代表者への委任状（補助金対象者が複数の者の場合）

【ウ 提出方法】 郵送又は持参

ZEH交付申請書の提出先はセンター本部で、郵送または持参により受け付けます。提出書類に不備がない場合は、受け取り日が受理日となり、不備がある場合は不備が是正された日が受理日となります。

- 持参の場合 センター本部の窓口開設時間は、平日の午前9時～午後5時15分までです。土日、祝日、12月29日～1月3日は休業です。ご注意ください。
- 郵送の場合 封筒に「ZEH補助金交付申請書在中」と記載し郵送してください。郵送の場合のセンター本部に到達した日が受け取り日になります。

③審査及び交付決定

センターは、②の交付申請に基づき、補助事業者に対し、内容を審査し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を申請者に通知します。

10 いよいよ事業実施！！（事業の着手から補助金の交付まで④～⑧）

④事業の執行状況報告

補助事業者は、センターの求めに応じて事業の進捗状況について報告してください。

☆補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかにセンターに報告し、その指示に従ってください。

事業の変更には、ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業変更交付申請書（取扱要領様式第3号）を提出してください。

⑤事業の完了報告

補助事業の完了後、下記により速やかにセンターに完了実績報告書を提出してください。

【ア 提出書類】

- (1) ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業完了実績申請書（取扱要領様式第5号）
- (2) 添付書類

【添付書類一覧】

完了実績報告書には以下の書類を添え、センターへ添付してください。

- (1) 補助事業にかかる支出を証する資料（領収書等）
- (2) 完成写真（次のいずれか）
 - （国補助金を併用しない場合）
 - ・ 住宅の全景が分かるもの
 - （国補助金を併用する場合）
 - ・ 住宅の全景が分かるもの及び補助対象設備が確認できるもの
- (3) BELS 評価機関の ZEH 評価書
- (4) 確約書（国補助金を併用しない場合）
- (5) 国補助金の交付決定通知書
- (6) 設置設備等に関する次の書類
 - ・ 高断熱外皮の出荷証明書
 - ・ 太陽光発電システムの保証書
 - ・ 補助事業対象設備の保証書、証明書等
- ※ 国補助金を併用する場合、国補助金の実績報告書の添付書類のうち、上記の書類と同等の書類を提出すること。
- (7) 債権者登録（変更）申請書、補助金振り込み口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）

【イ 提出方法】

郵送又は持参

【ウ 提出先】

一般財団法人ふくしま建築住宅センターの各事務所に提出してください。

事業所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121

県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

⑥～⑦事業実績の確認及び額の確定

センターは、完了実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

⑧補助金の支払い

センターは、補助額の確定後、補助事業者に補助金を交付します。

1.1 事業の実施後の留意事項

(1) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（交付要綱第16条）

(2) 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存してください。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

※ カタログ、仕様書、見積書、注文書の写し、契約書又は注文請書、納品書、請求書、領収書等支払いを証する書類及び会計帳簿等。

（交付要綱第18条）

(3) 事業効果の発信

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、ZEHの県内普及促進のため、補助金対象事業の効果（高熱費の削減状況、快適性等）について、自身のSNSを活用する等、任意の方法により発信してください。

(取扱要領第20条)

(4) アンケート調査等への協力

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や SNS 等による PR の取組の確認のために実施するアンケート調査に協力していただきます。また、知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができます。

(取扱要領第21条)

12 他の補助事業との併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。具体的には、それぞれ以下のとおりとします。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
すまいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	△（「5 補助対象経費等」の国補助併用の申請内容のみ対象とします）
地域型住宅グリーン化事業	×
こどもみらい住宅支援事業	×

13 事業に関する問い合わせ

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 本部 事業担当
 〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター 4階
 電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160
 E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp
 URL：http://fkc.or.jp/index.php